

## 令和元年度第2回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和元年7月26日（金）14：00～15：30

場 所：岡崎市福祉会館3階301号室

出席委員：15名

大岩みちの（会長）、笠井奈緒美、城殿泉、中根よし子、安藤徹也、  
長坂尚希、水野周久、古田学、小田昌男、猪飼由美子、磯貝泰隆、  
笹部耕司、倉橋加代子、平山香里、山田安世

傍聴者：1名

- 1 開会
- 2 議題「量の見込みと提供体制の確保の内容について」
- 3 その他
- 4 閉会

《主な質疑、意見など》

**議題 量の見込みと提供体制の確保の内容について**

事務局から資料により説明

委員： 47ページ下部にある提供体制の考え方のところに、保育園の一時預かりの1日あたりの利用人数を4人とする計算がありますが、保育士を手配又は確保していますか。

事務局： 必ず確保できるとは断言できかねますが、一昨年から1園当たり4人を目標として事業を進めており、このように記載しています。

会長： 実績はどうですか。

事務局： 園によってばらつきがあり、多いところでは1日6人、少ないところでは1人という状況です。

委員： 57ページのファミリー・サポート・センター事業の全市の量の見込みと確保の内容について、就学前児童の増加に比べて、小学生の増加が大きいのはなぜですか。

事務局： 56ページにある利用実績の推移に記載していますが、就学前児童の2014年度に対する2018年度の比が1.1倍、小学生は約3倍であったことを考慮させていただきます。

委員： 具体的な利用者のニーズはどうですか。

事務局： 塾や学校の送迎での利用が多くなっていることと、ファミリー・サポート・センター事業の認知度があがっていることが要因だと考えます。また、依頼会員数が年々増加していることが関連していると感じます。

委員： 放課後児童健全育成事業について、52ページの提供体制の考え方の「事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。」について、岡崎市としての考え方を教えてください。また、55ページの新・放課後子ども総合プランの推進の連携体制について、「岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会を組織」とありますが、どう取り組んでいく予定であるのかをお聞きしたいです。

事務局： 公設は、場所、設備費、ランニングコスト等がかかる中で、他の市町を参考にしながら、民間事業者に参加していただけるよう力を入れていく必要があるのではないかと考え、計画に挙げさせていただきました。また、放課後子ども総合プラン運営委員会は、第1期の計画と同様に、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的な放課後対策として考える委員会であり、各市町と同様に設置することが定められています。例えば、下校時直接こどもの家を利用すること、こどもの預かりや見守りの職員の配置、放課後の過ごし方などの課題について議論する場となっております。

委員： ありがとうございます。では、株式会社に代表されるような民間事業者を積極的に募ると捉えて良いですか。

事務局： 53ページに各学区の過不足を掲載していますが、不足する学区において拡充を図ることができるよう、事業者を審査して進めてまいりたいと考えています。

会長： 民間や公設について、情報公開はされていますか。

事務局： 事業者に対しては補助金交付要綱等をお知らせしています。利用者に対しては児童育成センター・民間児童クラブをそれぞれ紹介させていただいています。

委員： かばん下校は全学区で実施していますか。

事務局： やっていない学区もあります。やっていない学区では保護者の要望はあまり聞きません。放課後の過ごす場所としての児童育成センターに待機児童が出てしまったときに、こどもの家での放課後子ども教室への参加、いわゆるかばん下校が児童育成センターの代替的な機能を果たしている場合が多くあります。

委員： あるお母さんから、学区でかばん下校をやっていないと聞きました。緊急で子どもが家に帰れない場合に、かばん下校をやっている学区では手続きがふめると思いますが、かばん下校をやっていない学区では手続きがふめないということになると思いますが、どうお考えですか。

事務局： 下校先ということになるので、小学校とよく相談しながらということになりますが、以前事例としてあったことでは、緊急避難的なものについては、学校にも協力いただけて、こどもの家もどうしても必要ということ

あればと、対応させていただきました。ただ、勝手にということは難しいので、小学校とこども育成課と相談しながら、その方にとってずっとではなく緊急で必要だというものについては、対応していきたいと思いきし、対応してきているものだと思っています。

委員： 54ページ下部に「こどもの家のレクリエーション室は空調がない」とありますが、以前子どもがレクリエーション室を利用したいとこどもの家に行ったら、「35℃を超えているためレクリエーション室は使えません」と貼紙が貼ってありました。子どもの安全を考えれば十分注意しているということになりますが、これからレクリエーション室の空調設備を整える計画はされていますか。

事務局： 昨年豊田市で熱中症に関わる事故があり、そのように対応させていただきました。まだこどもの家にエアコンを整備していくという具体的な話はありません。施設自体が軽量鉄骨でできており、エアコンをつける構造になっていないということもあり、建物の中長期的な活用を検討した上での対応になると思います。

委員： 58ページの子育て短期支援事業の概要に、「保護者による養育が一時的に困難になった場合に」とありますが、例えばどのような場合が挙げられますか。

事務局： 体調を崩して入院することになった場合や子どもと向き合っている中でストレス等が溜まってしまっている場合があります。

委員： 繰り返し利用する方というのは、溜まってしまっている方ですか。

事務局： はい。

委員： 緊急の場合、面接を急いでくださることはありますか。

事務局： 事前に申込が必要ですが、緊急ということであれば、市で施設の調整をさせていただき、なるべく応えられるようにしています。どうしても施設の受入れができない場合は、違う日で対応させていただくこともあります。

委員： 預かり保育の無償化が始まると、預かり保育の利用者や希望者が増加すると予想されますが、対応はいかがですか。

事務局： 無償化の開始に伴い、預かり保育の利用が増える場合もあると思いますが、今回の計画には見込んでいません。今後の実績等を把握し、状況を見ながら必要に応じて対応していきたいと思えます。

委員： 利用者支援事業について、保育コンシェルジュが対応されるということですが、どのくらいいらっしゃいますか。

事務局： 現在、地区子育て支援センターに1名ずつ、総合子育て支援センターに3名おります。今年度も研修を実施しまして、資格をもっている職員を増やしています。

委員： コンシェルジュの基礎資格とはどのようなものですか。

事務局： 国が定める利用者支援事業専門研修のシラバスがあり、子育てひろば全国連絡協議会にお願いして養成講座を実施していただいて、取得した者を認定しているという形になっております。

閉会 (15:30)